

# 新型コロナウイルスに係る国民健康保険料の減免について(ご案内)

令和3年7月現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による届出を原則としています。

従来からの制度「非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減」の対象となり、収入が給与収入のみの方は、まずは従来からの制度による申請をしていただくこととなり、今回の収入が減少したことによる申請を併用することはできません。

<届出に必要なもの>

共通	1 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免申請書 2 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による収入状況申告書 ※上記1, 2については中野区のホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードまたは印刷ができない場合は、下記までご連絡ください。届書の用紙をお送りします。 3 <input type="checkbox"/> 世帯主の方の本人確認(マイナンバーの確認及び身元確認)ができるものの写し(①及び②) ①本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)の写し ②マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)の写し(注記) ※他の書類が全て揃っていて不備等が無いときは、②のマイナンバー確認書類は無くても申請をお受けします。
主たる生計維持者の方が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯	4 <input type="checkbox"/> 医師による死亡診断書、診断書等の写し
主たる生計維持者の方の事業収入等が減少した方	5 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の方と国民健康保険に加入している方全員の令和2年(2020年)の収入及び所得がわかるものの写し(①～③のいずれか、対象の方は④) ※令和2年度保険料の減免申請の場合は令和元年中の収入が確認できるもの ①令和2年分確定申告書(提出した様式全て)の写し ②(給与収入のみの方)令和2年源泉徴収票の写し ③納税証明書、課税証明書等の写し ④給付金を受けたことが確認出来る資料(給付通知、通帳等)の写し 6 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の方の令和3年(2021年)の収入見込みがわかるもの(①及び②、対象の方は③) ※令和2年度保険料の減免申請の場合は令和2年中の収入(見込みではなく実績)がわかるもの ①令和3年(2021年)収入見込額申告書 ②給与明細、通帳、金銭出納帳等の写し ③保険金、損害賠償等の補填をしている場合、それを証明する帳簿、保険契約書等の写し※②の提出が困難な場合は、①のみ
主たる生計維持者の方の事業等の廃止、失業した世帯	7 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の方が事業等の廃止や失業したことがわかるもの(①又は②ただし事業収入、給与収入どちらもある場合は両方) ①個人事業の廃業等届出書の控え等の写し ②解雇通知、離職票、雇用保険受給資格者証両面等の写し

ご注意事項

- 1 ご提出いただいた書類は返却できません。
- 2 書類に不備等があるときは、手続が進められないため書類一式を返却することがあります。
- 3 郵送方法はなるべく **簡易書留郵便** 又は **特定記録郵便** にしてください。
- 4 申請書には、平日の日中にご連絡できる電話番号をご記入ください。
- 5 令和2年中または令和元年中の収入・所得についての税申告が必要な方であって、未申告の場合は、早急に申告してください。未申告だった方が本申請後に税申告をした場合は、下記担当までご連絡の上、当該申告書の写しを提出していただきます。

**申請期限は令和4年3月31日(木)(郵送の場合は必着)です。早めの申請をお願いします。**

〒164-8501 中野区中野4-8-1 中野区役所(2階5番窓口)

中野区国民健康保険(中野区 保険医療課 資格賦課係) 電話 03-3228-5511(直通)

こちらを切り取り、お客様のご用意した封筒に貼付してお使いください。

〒164-8501  
中野区中野4-8-1

**中野区役所 保険医療課 資格賦課係 行**

新型コロナウイルスに係る国民健康保険料等の減免申請書類在中